

三田市新学校給食センター整備基本計画策定業務委託 仕 様 書

1 業務の目的

本市では、現在、ゆりのき台給食センター及び清水山給食センターの施設・設備の老朽化に伴い、今後の効率的な事業運営と合わせ、現有2センターを統合し、新学校給食センター建設に向けた整備を予定しており、令和8年5月に三田市学校給食センター整備基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定した。

本業務は、基本構想を踏まえ、市が新学校給食センターの整備・運営を効率的・効果的に推進するため、施設の詳細計画や配送ルート、概算事業費の再精査など、事業内容の検討・整理を行い、三田市新学校給食センター整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するとともに、民間の資金や整備・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査するなど、様々な事業手法を比較検討し、最適な整備手法を選定するための支援を行うことを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 業務内容

(1) 基本計画の策定

1) 喫食数の将来推計

園児・児童・生徒数の将来推計について、三田市学校給食センター整備基本構想からの時点修正を行い、必要な喫食数を検討し、整理する。

2) 導入機能・規模・運営内容の整理

昨今の学校給食を取り巻く情勢や現状の学校給食センターの運営状況等を踏まえ、新施設に必要な導入機能・規模・運営内容等を検討し、整理する。

また、食物アレルギー食の対応については、通常の献立の調理とは別に調理を行う専用の調理室を整備し、調理室に備える調理機器及び専用の食器を検討するとともに、食物アレルギー対応方針の作成及び助言等の支援を行う。

その他、施設に求められる機能として調理機能（給食数、献立数、施設ライン、喫食までの時間等）、施設機能（環境負荷低減機能、温室効果ガス削減、新エネルギーの導入、施設や設備の長寿命化対策、災害時の対応等）、食育機能、情報発信機能、地産地消の推進についての整理を行う。

3) 建設候補地の状況把握

建設候補地の状況などを把握し、都市計画法や建築基準法などの法的条件や周辺環境の影響など想定される課題と対応策の整理を行う。

4) 造成計画の検討

対象敷地において、調理作業の効率を最大化できるようなモデルプランの実現のため、必要な造成計画の検討を行い、概算事業費の算出を行う。

5) 配置計画・施設計画の作成

建設候補地の状況を踏まえたうえで、新学校給食センターの配置計画、平面計画、調理機器の配置計画等の検討を行い、モデルプランとして取りまとめる。また、建築計画の完成イメージ図を作成する。

6) 配送計画の詳細検討

建設候補地から配食校への詳細な配送計画を作成し、必要な配送車台数や配送時間等を明らかにするとともに、配送計画上支障となる可能性があるため、全配食校の既設配膳室の改修等の必要性について、現地踏査のうえ整理する。

7) 事業スケジュールの作成

推奨される整備方針、手法により実施する場合に合わせ、供用開始に向けた全体事業スケジュールを作成するとともに、事業実施における課題等を抽出し、その対策を検討、整理する。

(2) 民間活力等導入可能性調査

1) 事業範囲及び事業スキームの検討

本事業の実施にあたり想定される事業手法を抽出し、各事業手法における市と民間事業者との役割分担やリスク分担等を検討する。その上で、事業スキームとして次の（ア）から（オ）までの内容について検討、整理する。

（ア）事業方式

直営方式と民間委託を含む官民連携による事業手法（PFI方式、DBO方式など）のメリット・デメリットを比較検討し、整理する。

（イ）事業類型（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型等）

（ウ）事業範囲、事業期間及び事業スケジュール

（エ）資金調達方法

（オ）官民リスク分担（想定されるリスク）

上記、事業スキームの導入可能性の検討を踏まえ、新学校給食センターの整備に最適な事業スキームを設定する。

2) 概算事業費とVFMの算定

本事業について、従来の手法と導入可能性のある官民連携手法で実施した場合の概算事業費（設計費、施設整備費、維持管理・運営費等）の見込額をそれぞれ算出し、VFM（Value For Money）を算定する。

3) 民間事業者の事業参画意向等調査

本事業に対する最適な事業手法導入に関する民間事業者の意見や参画意欲をアンケートやヒアリングにより調査、分析し、民間事業者等の参画可能性を把握するとともに、「（２）１）（ウ）事業範囲、事業期間及び事業スケジュール」の検討へ反映する。

4) 総合評価及び課題の整理

1) から4) までの検討、調査の結果を踏まえ、本事業における最適な事業手法について総合評価するとともに、事業範囲及び事業スキームを確定する。また、最適な事業手法を導入する場合の課題について抽出し、その対応策等を検討、整理する。

なお、総合評価は、基本計画へ反映させるとともに基本計画（案）として取りまとめること。

4 委託業務の実施

(1) 業務実施計画書の提出

受託業者（以下、「乙」という。）は、本業務の実施にあたり業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するため、業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、三田市（以下、「甲」という。）の承認を得ること。

(2) 業務責任者及び業務主任者の配置

乙は、本業務を実施するにあたり、甲の意図及び目的を十分に理解したうえで、同種または類似業務について経験のある業務責任者（管理技術者）、業務主任者（主任技術者）を定め、配置すること。

(3) 関係会議の運営支援

- 1) 基本計画及び民間活力導入可能性調査の成果を活用し、政策会議のための資料作成支援を行う。政策会議とは、「三田市庁議規程」に規定される庁内会議体である。なお、政策会議は2回程度開催することを想定している。
- 2) 委託期間中3回程度開催予定の三田市学校給食運営協議会の運営支援を行う。三田市学校給食運営協議会とは、「三田市附属機関の設置に関する条例」に規定される教育委員会の附属機関である。
- 3) 業務委託期間中に開催される三田市教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく）において、新学校給食センター整備・運営にかかる事業手法等の勉強会を1回予定しているので、資料作成等を行うこと。

(4) パブリックコメント実施支援

市が実施するパブリックコメントの実施に伴う資料作成等を支援する。

(5) 基本計画(案) の作成

3 (1) ～ (2) で整理した項目を基本計画（案）として取りまとめを行う。

(6) 打合せ協議

乙は、本業務を実施するにあたり、必要に応じて打合せ協議を行うこととし、毎回打合わせ協議記録を提出し、甲の承認を得ること。なお、打合せにかかる費用は、乙の負担とする。

5 成果品

本業務における成果品は次のとおりとし、市の完了検査を受けるものとする。

- ① 基本計画（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）・・・5部
- ② 基本計画【概要版】（A3版裏表、横型、横書き）・・・・・・5部
- ③ その他基礎データ資料
- ④ 上記電子データ（CD-RまたはDVD-R）一式

※本業務において引用した文献及びその他資料等がある場合は、根拠資料としてまとめて提出すること。

※成果品①及び②の作成にあたってはフルカラー印刷するものとし、写真、イメージ図、グラフ、図表等の活用を図り、視覚的に見やすく仕上げること。

※データ形式は市と受注者で別途協議の上決定する。

6 基礎情報

(1) 園児、児童、生徒及び教職員数（令和8年5月1日現在）

	園児数・児童数・生徒数	学級数(+カッコ内は特別支援学級数)
幼稚園	94人	8
認定こども園	79人	6
小学校	5,381人	207(+48)
中学校	2,779人	77(+30)
ひまわり特別支援学校	12人	6
県立上野ヶ原特別支援学校	78人	13

※上記の他、教職員数は、約900人

(2) 各学校園の名称及び所在地等は、別表1のとおりである。

7. 資料等の提供と返還

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、本件業務の実施に必要な各種の資料、情報等（以下「資料等」という。）を無償で乙に提供する。
- (2) 乙は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
- (3) 乙は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合、又は甲が資料等の返還を要請した場合は、資料等を速やかに甲に返還する。ただし、乙の法令遵守および業務管理上必要とされる保管を妨げない。

8 著作権

受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。

9 秘密の保持

本業務の実施により知りえた本市の各種情報及び個人情報については、その取り扱いを厳重に行い第三者に漏えいすることのないよう配慮すること。

10 検査

乙は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

11 支払方法

甲は、令和9年度の業務完了後に、乙からの適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

12 履行の原則

- (1) この仕様書に定めのない事項について、疑義のある場合は双方協議の上で決定するものとする。
- (2) 乙は、受託業務の実施に当たり、当該仕様書および関係法令を遵守し、業務を行うものとする。
- (3) 事故発生その他緊急に報告することを要する事項については、乙はその都度速やかに甲に報告するものとする。
- (4) 乙は業務を信義、誠意をもって誠実に履行するものとする。

別表 1

各学校園の名称及び所在地等

(令和8年5月1日現在)

学校名	所在地	生徒数 (人)	学級数	特別支援 学級数
長坂中学校	長坂484	124	3	3
上野台中学校	志手原1145	108	3	2
狭間中学校	狭間が丘4-1	357	11	2

八景中学校	八景町1205	514	14	6
けやき台中学校	けやき台 2-1	512	14	5
富士中学校	富士が丘 3-25	212	6	3
藍中学校	大川瀬 1307-36	120	4	2
ゆりのき台中学校	ゆりのき台 2-1-1	832	22	7
三田小学校	屋敷町 2-20	587	19	7
三輪小学校	三輪 1-12-11	381	13	2
志手原小学校	志手原 881	56	6	—
藍小学校	西相野 477-1	60	6	1
本庄小学校	東本庄 1910	36	4	1
広野小学校	上井沢 295	194	7	2
小野小学校	小野 1254-1	26	3	2
高平小学校	下里 172	88	6	1
母子小学校	母子 721	11	2	—
武庫小学校	武庫が丘 4-13	378	13	3
松が丘小学校	川除 535	133	6	2
すずかけ台小学校	すずかけ台 2-45	329	11	3
狭間小学校	狭間が丘 4-4	185	7	2
富士小学校	富士が丘 1-12	240	10	3
あかしあ台小学校	あかしあ台 2-6	538	18	3
弥生小学校	弥生が丘 2-20	106	6	1
つつじが丘小学校	つつじが丘南 3-829-1	159	7	2
けやき台小学校	けやき台 3-77	540	18	5
学園小学校	学園 7-7	269	12	2
ゆりのき台小学校	ゆりのき台 4-24	1,065	33	6
ひまわり特別支援学校	富士が丘 1-12 (小学部)	5	2	—
	富士が丘 3-25 (中高等部)	7	4	—
三田幼稚園	西山 1-8-1	44	3	—
三輪幼稚園	三輪 1-13-41	28	3	—
松が丘幼稚園	川除 547	22	2	—
みつば幼稚園	上井沢 310	46	3	—
ありまふじ幼稚園	志手原 881	33	3	—
兵庫県立上野ケ原 特別支援学校	大原 1546-6	78	13	—
計		8,423	317	78